

## 桐生市の生活保護業務の概要

令和 6 年 3 月 27 日

## 1 本市における保護の動向

受給世帯数・人員数・保護率とも平成 21 年度に大きく増加し、その後、平成 24 年度以降減少傾向にある。保護率については、平成 28 年度以降、県内平均保護率を下回っている。

保護開始・廃止世帯数は年度により増減しているが、開始件数は平成 20 年度、平成 21 年度に大きく増加し、平成 24 年度に大きく減少している。廃止事由は各年度とも死亡が最多となっている。

被保護世帯の世帯類型別を見ると、高齢者世帯の構成比が高く、全国平均（令和 4 年度 55.6%）を大きく上回っている。障害者・傷病者世帯計も全国平均（令和 4 年度 24.9%）を上回っている。母子世帯、その他世帯は全国平均（令和 4 年度母子 4.1%・その他 15.5%）を大きく下回っている。

### 被保護世帯数・人員数・保護率等の推移※停止中を含む

年度	世帯数 (月平均)	人員数 (月平均)	保護率 (人員数/各年 10.1 人口)			開始 件数	廃止 件数
			桐生市	群馬県	全国		
H18	621	785	0.62%	0.43%	1.18%	90	84
H19	625	777	0.62%	0.44%	1.21%	72	89
H20	630	782	0.63%	0.45%	1.25%	129	65
H21	742	950	0.78%	0.53%	1.38%	191	73
H22	839	1,081	0.89%	0.61%	1.52%	178	97
H23	903	1,163	0.97%	0.66%	1.62%	129	98
H24	902	1,146	0.96%	0.69%	1.67%	84	102
H25	862	1,083	0.92%	0.72%	1.70%	71	126
H26	812	991	0.86%	0.74%	1.70%	48	92
H27	755	895	0.78%	0.75%	1.70%	45	93
H28	727	852	0.75%	0.77%	1.69%	54	68
H29	699	814	0.73%	0.77%	1.68%	45	105
H30	630	733	0.67%	0.77%	1.66%	30	90
R1	586	672	0.62%	0.77%	1.64%	46	72
R2	564	641	0.60%	0.77%	1.63%	40	66
R3	529	594	0.57%	0.77%	1.62%	27	68
R4	490	547	0.53%	0.79%	1.62%	46	79

廃止事由別件数

廃止事由	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
1 世帯主の傷病治癒	2	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
		(1)		(1)														
2 世帯員の傷病治癒	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				(1)														
3 死亡	25	31	27	32	54	40	47	63	31	39	31	36	32	27	37	42	35	
4 失踪	0	2	0	3	4	1	1	3	2	4	1	6	1	3	1	0	1	
5 就労収入の増加・取得	14	17	7	7	7	9	6	8	3	0	6	10	5	2	4	3	6	
		(1)	(1)	(6)							(5)	(7)	(2)		(2)	(1)	(5)	
6 働き手の転入	2	1	1	0	1	1	1	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	
											(1)							
7 社会保障給付金の増加	8	5	4	4	3	9	2	5	8	9	8	7	6	6	2	2	4	
				(3)							(2)	(1)				(1)	(1)	
8 仕送り等の増加	0	3	1	2	3	2	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
			(1)	(1)														
9 上記以外の収入の増加※															0	1	0	
10 親類・縁者等の引取り	3	7	4	5	2	4	4	6	1	1	1	5	4	7	0	1	4	
			(1)	(4)							(1)	(2)	(1)					
11 施設入所	6	3	7	3	6	6	3	9	5	4	7	12	9	9	7	9	16	
12 医療費の他法負担	0	1	0	0	0	5	2	3	0	0	1	0	0	0	4	1	0	
						(1)												
13 世帯構成の変更※															0	0	1	
14 指導指示違反	1	0	1	0	0	0	7	2	6	1	0	0	0	0	0	0	0	
							(4)											
15 逮捕・拘留等※															0	0	0	
16 転出	県内市	4	6	1	1	0	1	2	2	1	0	0	4	0	0	1	1	1
	県内町村			(1)	(1)													
					1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	県外	5	3	1	1	2	0	1	1	0	0	3	2	0	2	2	2	2
			(1)	(1)								(1)			(1)			
17 報告調査 検診命令 拒否※															0	0	0	
18 その他	14	7	10	11	13	20	25	20	33	34	7	23	33	16	8	5	7	
	(4)			(4)	(2)	(14)	(17)	(16)	(26)	(24)	(3)	(12)	(12)	(9)	(4)	(2)	(2)	
計	84	89	66	73	97	98	102	126	92	93	68	105	90	72	66	68	79	
辞退再掲	(4)	(2)	(5)	(23)	(2)	(15)	(21)	(16)	(26)	(24)	(12)	(23)	(15)	(9)	(7)	(4)	(8)	

下段 ( ) は辞退 ※印は令和2年度より事由追加

世帯類型別世帯数・構成比の推移※停止中を含まず

年度	高齢者		母子		障害者		傷病者		その他	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H18	303	48.9%	14	2.2%	60	9.7%	197	31.8%	46	7.4%
H19	318	51.0%	16	2.6%	59	9.5%	188	30.2%	42	6.7%
H20	323	51.3%	15	2.4%	69	11.0%	184	29.3%	38	6.0%
H21	364	49.3%	20	2.7%	78	10.6%	220	29.8%	56	7.6%
H22	418	50.0%	24	2.9%	91	10.9%	228	27.2%	75	9.0%
H23	446	49.7%	26	2.9%	96	10.7%	241	26.9%	88	9.8%
H24	476	53.1%	24	2.7%	93	10.4%	196	21.9%	107	11.9%
H25	475	55.6%	22	2.6%	88	10.3%	171	20.0%	98	11.5%
H26	480	59.4%	14	1.7%	83	10.3%	146	18.1%	85	10.5%
H27	475	63.3%	9	1.2%	85	11.3%	108	14.4%	75	9.8%
H28	468	65.0%	8	1.0%	82	11.0%	96	14.0%	68	9.0%
H29	460	66.0%	7	1.0%	76	11.0%	83	12.0%	70	10.0%
H30	420	67.0%	7	1.0%	72	12.0%	71	11.0%	58	9.0%
R1	398	68.0%	4	1.0%	68	12.0%	69	12.0%	47	7.0%
R2	385	68.0%	3	1.0%	65	11.0%	71	13.0%	39	7.0%
R3	361	68.0%	2	1.0%	69	13.0%	67	13.0%	28	5.0%
R4	331	68.0%	2	1.0%	70	14.0%	69	14.0%	14	3.0%

世帯数は月平均

## 2 福祉事務所の組織体制について

### (1) 社会福祉法の規定

福祉事務所は、社会福祉法第14条以降に規定されており、福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関であり、適切な事務が行われるよう、同法第14条から第17条に組織や所員の定数、第18条及び第19条に社会福祉主事の資格などが規定されている。

現業員（以下、「CW」とします。）は、社会福祉法で定められた「現業を行う所員」であり、その標準数は、市においては、被保護世帯数 80 世帯当たり 1 名と規定されている。また、査察指導員（以下、「SV」とします。）は、社会福祉法では「指導監督を行う所員」として規定され、現業事務の指導監督をつかさどることとされている。

CW 及び SV は、社会福祉主事でなければならないとされており、その資格としては、「人

格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意」があるものを任用しなければならないと規定されている。（※関係法令は後段参照）

## (2) 保護係職員配置の現状

本市のCWは、社会福祉法が定める標準数に沿った人員配置となっている。しかし、新型コロナウイルス感染症対策業務等への応援のために減員となった時期もあり、標準数を超えてしまった時期もあった。感染防止対策のため訪問を控えていた時期でもあり、SVが補助することで対応した。

各CWは、業務等の工夫や情報共有を通し業務の適正実施に努めている。管理職によるCWへの個別支援や業務進捗管理を実施することで組織力の向上に努めている。CWは、地区担当制（CWの居住地にならないよう配慮）とし、同じ地区が長期（3年以上）に続かないように担当替えを行い、CWのモチベーションの維持・向上、被保護者との馴れ合いや不正の防止、支援の滞り防止などを図っている。また、経験年数の長いCWを班長として位置づけした班編成を組み、班内の新任CWへの教育や定期訪問の進捗状況の確認を行い、事務の処理漏れや遅延の防止を図っている。

SVにおいては生活保護業務の適正実施において最も重要な役割を担っている。生活保護業務におけるSV業務には、主に次の3つの機能がある。一つ目は「支持的機能」でCWの訴えを受け止め、傾聴することである。SVは、CWが意欲的に業務に取り組むことができるような職場環境を作っていくことが大切である。二つ目は「管理的機能」であるが、生活保護業務を適正に実施するためには、適切に業務が遂行されているかどうかを組織的に確認し、点検を行うことが必要である。SVは、CWの業務進行状況を常に確認し、相談者に対する支援が適正かつ適切に迅速に行われているか点検する必要がある。三つ目は「教育的機能」であるが、SVは、CWに対し、様々な局面での確かな指導指示を行う必要がある。生活保護業務を行う際には、各種社会保障制度や他法他施策等の社会資源に習熟しておく必要があるとともに、面接・相談時の対応技術等、対人援助に係る知識や技術を幅広く習得しておく必要がある。CWとともに学び、CWが自ら学んでいこうとする姿勢を促すことが必要である。

## SV、CW、その他職員各年度別人数（9月30日現在、R5年度のみ10月1日現在）

年度	SV	CW	医療介護担当	経理担当	会計年度職員
H30	3人（係長1人含む）	9人	1人	1人	4人
R元	3人（係長1人含む）	8人	1人	1人	4人
R2	3人（係長1人含む）	7人	2人	1人	4人
R3	2人（係長1人含む）	6人	2人	1人	4人
R4	2人（係長1人含む）	5人	1人	1人	5人
R5	2人（係長1人含む）	6人	1人	1人	3人

## CW 各年度別受持世帯数

(9月30日現在、R5年度のみ10月1日現在)

年度		CW									合計
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	
H30	世帯	76	71	55	77	69	75	68	59	73	623
	人数	88	82	66	89	79	80	86	69	85	724
R元	世帯	79	74	70	73	68	71	74	75		584
	人数	97	85	80	81	71	75	87	89		665
R2	世帯	70	76	79	63	93	74	109			564
	人数	82	92	87	72	105	84	119			641
R3	世帯	89	88	89	97	95	73				531
	人数	101	99	103	105	107	83				598
R4	世帯	71	109	96	109	108					493
	人数	81	122	111	119	118					551
R5	世帯	77	79	73	88	72	78				467
	人数	87	91	77	101	81	87				524

## 3 保護係における職場研修および相談体制

職員研修担当課において実施している「新採用職員研修」および「公務員倫理研修（DVD視聴研修含む）」を職員倫理の保持に関する研修に加え、保護係においても生活保護業務についての各種研修を実施し、知識の向上を図り保護業務の適正実施に努めている。

- ・保護係独自の研修としては新任CWに対し係長から係業務の概要説明を行う。
- ・県の研修が年に数回あり、できるかぎり参加している。内容としては、県の保護担当者から厚労省の各種通達の周知や制度説明や新任CWへの研修である。
- ・毎月事務研究会を開き情報共有や知識習得の場を設けている。
- ・基本的には新規相談者が来た際は、該当地区の担当CWと相談員（会計年度職員）の2名で対応する。女性の相談者の場合は該当地区の担当CW及び女性職員で対応している。

<参考法令>

【社会福祉法抜粋】

第 14 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

5 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務のうち都道府県が処理することとされているものをつかさどるところとする。

6 市町村の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち市町村が処理することとされているもの（政令で定めるものを除く。）をつかさどるところとする。

7 町村の福祉に関する事務所の設置又は廃止の時期は、会計年度の始期又は終期でなければならない。

8 町村は、福祉に関する事務所を設置し、又は廃止するには、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第 15 条（組織）

福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。

一 指導監督を行う所員（※S V）

二 現業を行う所員（※C W）

### 三 事務を行う所員

2 所の長は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の指揮監督を受けて、所務を掌理する。

3 指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる。

4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、援護、育成又は更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどる。

5 事務を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、所の庶務をつかさどる。

6 第一項第一号及び第二号の所員は、社会福祉主事でなければならない。

### 第 16 条（所員の定数）

所員の定数は、条例で定める。ただし、現業を行う所員の数は、各事務所につき、それぞれ次の各号に掲げる数を標準として定めるものとする。

一 都道府県の設置する事務所にあつては、生活保護法の適用を受ける被保護世帯（以下「被保護世帯」という。）の数が三百九十以下であるときは、六とし、被保護世帯の数が六十五を増すごとに、これに一を加えた数

二 市の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が二百四十以下であるときは、三とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

三 町村の設置する事務所にあつては、被保護世帯の数が百六十以下であるときは、二とし、被保護世帯数が八十を増すごとに、これに一を加えた数

### 第 17 条（服務）

第十五条第一項第一号及び第二号の所員は、それぞれ同条第三項又は第四項に規定する職務にのみ従事しなければならない。ただし、その職務の遂行に支障がない場合に、これらの所員が、他の社会福祉又は保健医療に関する事務を行うことを妨げない。

### 第 18 条（設置）

都道府県、市及び福祉に関する事務所を設置する町村に、社会福祉主事を置く。

2 前項に規定する町村以外の町村は、社会福祉主事を置くことができる。



3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務を行うことを職務とする。

4 市及び第一項に規定する町村の社会福祉主事は、市及び同項に規定する町村に設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行うことを職務とする。

#### 第 19 条 (資格等)

社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

三 社会福祉士

四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。